

平成29年度第2回愛媛労働局公共調達監視委員会審議概要

| | | |
|----|----------------|---------------|
| 日時 | 平成30年1月25日(木) | 10時00分～12時00分 |
| 場所 | 愛媛労働局 6階 第1会議室 | |

1 委員

委員長 村上 宏之 (大学教授)
委員 村上 厚志 (税理士) (欠席)
委員 弘田 貴郎 (税理士)

2 審議対象期間及び件数

平成29年7月1日 ～ 平成29年12月31日 5 件

3 概要等

別添「公共調達審査会審議対象一覧及び審議結果」のとおり。
事務局より各審議案件について説明を行い、以下のとおり質疑応答がなされた。

質 疑 応 答

【 3-1 ハローワークプラザ松山で使用する普通自動車（1台）の交換契約 】

委員 予定価格の算定について、仕様に適合する車種の価格を根拠にしたものと思われるが、その中でトヨタのアクアを選定した理由は。

事務局 予定価格の算定方法については、厚生労働省からの通達により定められており、仕様に適合する車種の中で、最も環境性能が高い車種の価格を予定価格とすることとされている。
当局において市場調査を行った結果、アクアがそれに該当した。

委員 ここでいう環境性能とは、仕様書で定められている、低排出ガス車認定の有無等を指すものか。

事務局 通達では燃費性能のみであり、一番燃費率の高い車種で予定価格を算定すると規定されている。

委員 使用燃料は、ガソリンを前提としているのか。

事務局 そうである。

委員 予定価格の算定根拠となる車種に日産ノートのハイブリッド車を選定していないのはなぜか。

事務局 厚生労働省からの通達では、ハイブリッド車は1～2クラス上の車種と同等とみなすとの規定があるが、ハイブリッド車は広く流通しているため、予定価格算定車種を選定においては、資料のとおりクラス外となるノートハイブリッドを含め、5メーカー10車種を対象とした。アクアを選定したのは単に燃費率の数値が高かったことによるもの。
なお、仕様に適合していればクラス外のハイブリッド車で応札することは可能であるが、ハイブリッド車は性能が良い反面、価格が高いため、総合評価落札方式を採用している関係上、必ずしも落札できるとは限らない。
今回、日産車を取扱う業者はハイブリッド車でなくガソリン車で応札し、結果として落札したが、どの車種にするかは応札者の判断による。

委員 ハイブリッド車は、ガソリン車よりどのくらい価格が高いのか。

事務局 今回取得した車種とそのハイブリッド車を比較すると40万円ほど高い。

委員 性能評価でみるとトヨタのアクアが最も良いにもかかわらず、落札したのは価格が一番低かった日産のノートガソリン車となっている。つまり、総合評価落札方式においては、性能が最低限必要な要件を満たしていれば、その中で安価なものが落札しやすいと考えられる。
そうであれば、高性能で高価なアクアの価格を根拠にして予定価格を算定するという方法自体がおかしいのではないか。

事務局 確かに、安価なものが有利になるという実態があるのは間違いない。予定価格算定方法については、本省からの通達で指示されている以上、それに従うしかないというのが実情である。

委員 それまで使用していた車はどうなるのか。

事務局 交換契約であるため下取りされ、下取り価格は交換差金として本体価格から値引きされる。値引きも含めての応札であるため、下取り価格は各業者によって差がある。

委員 各業者の下取り価格は把握できるのか。

事務局 契約時に契約金額内訳書を提出させるため、落札業者のみ把握できる。

委員 下取り車は15年くらい前に取得したようだが。

事務局 平成14年に取得した車で、走行距離は10万キロ近くであった。

【 3-2 年度後半における集中的な就職面接会開催事業委託契約 】

委員 実施時期はいつか。

事務局 平成29年12月27日～28日の2日間である。

委員 入札の公示時期は。

事務局 8月10日である。

委員 面接会の参加対象となる学生や企業への周知時期は。

事務局 周知・広報についても仕様書で定めており、新聞記事や電車の中吊り広告への掲載等により、開催日から前4週間行うこととなっている。遅くとも12月初めから落札業者により行われることとなる。

委員 年度後半になっても内定を得ることができない学生はどのくらいいるのか。

委員 今年の内定率は例年に比べ良いようだが、どうしても決まらない人はなかなか決まらない傾向がみられる。

委員 年末に実施したとのことだが、実施時期として適切なのか。

委員 一般的に、内定式が10月1日で3月卒業ということを考えると、11月～12月の実施が妥当で、遅くとも1月と思われる。

事務局 昨年度は1月に実施している。

委員 時期を早めたことについて、何か要望等があったのか。

事務局 実施効果を高めるために今年度は年内に早めたものである。

委員 委員としての職務は契約締結過程が適正であるかを検証することであるが、2日間で400万円近い予算を用いて行う事業である以上、効果があったのか気になるところ。
実施結果については、面接会終了後に報告があるのか。

事務局 面接会終了後1か月以内に、面接実施人数・内定状況及び企業、学生双方に運営に関するアンケートを実施し、集計したものを含む開催結果報告書の提出を仕様書に定めている。

委員 その内容が次の面接会にフィードバックされるということか。

事務局 そうである。

【 3-3 AED購入契約 】

委員 予定価格を定価の75%としているが、どのような経緯か。

事務局 予定価格の算定は、物価資料やインターネット等で調べた実勢価格を根拠にしているが、物品によっては定価しか把握できない場合がある。その場合は、過去の購入実績をもとに、実際の契約額と定価から割引率を算出し、予定価格算定の根拠にすることがある。この案件については、直近の平成27年8月のAED購入実績をもとに、定価の75%として算出した。

委員 定価自体は把握できるが、実際に流通している価格を把握するのが難しいということか。

事務局 そうである。定価は各メーカーが公表しているが、実勢価格については情報がなかった。

委員 入札金額について、1者は予定価格に近く、残り2者はかなり下回っているが。

事務局 落札した業者の取り扱う製品は海外メーカーの製品であり、国内メーカーのもの比べて価格が低い。残り2者の取り扱う製品はいずれも国内メーカーの製品であるが、うち1者はメーカーに近い上位の代理店であったため、値引きに差が出たと思われる。

委員 安価であるため、品質に問題がないか気になるが。

事務局 仕様には適合しているため、問題はないと考えている。

委員 AEDはどのくらいの頻度で交換するのか。

事務局 耐用年数が5～7年であるため、大体7年に1度交換する。

委員 では、前回27年8月に購入したAEDは、今回交換したものとは別の場所に設置されているということか。

事務局 そうである。資料のとおり所属ごとで導入時期が違うため、交換時期も異なる。

委員 前回の契約業者は今回の入札に参加していないようだが。

事務局 予定価格の関係上、入札参加資格の等級が「B、C又はD」に限定されているからである。前回の契約業者は等級がAに上がったため、入札に参加することができなかった。

【 3-4 松山労働総合庁舎外壁調査業務委託契約 】

委員 3回目の入札で落札業者が決まっているが、1回目でも2回目でも入札金額が予定価格を下回っているように見えるが。

委員 入札金額は税抜表示だが、予定価格は税込表示であるようだ。1回目と2回目の入札金額は、消費税を加算すると予定価格を上回っている。

委員 調査方法はあらかじめ指定しているのか。

事務局 そうである。調査方法は、主にロープアクセス無足場工法と外部足場設置工法があるが、外部足場設置工法は金銭的にも時間的にもコストが嵩むため、予算や調査期間等を考慮し、今回はロープアクセス無足場工法の仕様とした。

委員 調査結果はどうだったのか。

事務局 緊急に補修が必要な個所はなかった。

委員 補修を行う場合は別途契約を行うのか。

事務局 必要な予算を確保したうえで別途契約を行うこととなる。

【 4-1 実践型地域雇用創造事業委託契約 】

委員 予定価格について、平成31年度までの3年間、すべて消費税率が8%で計算されている。予定では10%に上がるが、その際の対応について、契約書に記載しているか。

事務局 現時点では記載していない。10%に上がった場合、本省から追加で予算示達 がされ、変更契約を締結するという形で対応することとなると思われる。

委員 そうであれば、最初から10%に上がることを見込んだ額で契約してもよかつ たのではないか。

委員 物の引き渡しがある契約ではないので、性質的に馴染まないかもしれない。

事務局 国庫債務による3年間の複数年契約であるため、3年間の合計額で契約を締結 するが、各年度の予算要求は1年ごとの年割額をもとに行う。
消費税率の引き上げが実施されれば、増税分を加味して予算要求を行い、予算 示達後に変更契約を締結するという対応になる。

委員 契約業者の選定においては、一般公募を行うのか。

事務局 そうである。この事業については、契約の流れが本省から示されている。
資料のとおり「公示による一般公募→企画書の提出→本省において企画書評価 委員会等による審議→選定結果の通知→契約の締結」という流れである。

委員 何者の応募があったのか。

事務局 1次募集で1者の応募があり、2次募集も行ったが応募はなかった。1次募集 の応募者の企画書が本省において採択されたため、契約を締結した。

委員 今回は〇〇市の協議会と契約しているが、〇〇市以外の自治体でも応募できる のか。

事務局 実施体制が整っていれば、県下のどの自治体でも応募可能である。

委員 せっかく企画競争を行っているのだから、複数の自治体から応募があればよい のだが。
仕様書は事業に盛り込む必要のある最低限の企画になると思うが、複数応募が あれば、地域ごとのプラスアルファの企画を比較して評価することができる。

委員 この協議会とはどのような性格のものか。

事務局 自治体、商工会議所等の経済団体、社会福祉協議会等その他地域関係者を構成 員とし、地域の特性を生かした雇用機会の創出を検討するために設置するも の。

委員 〇〇市の協議会が〇〇市以外の地域で事業を行うことはないのか。

事務局 基本的にはない。

